国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

作成日　令和8年10月30日
最終更新日　令和8年10月30日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和8年10月30日
国立大学法人名		国立大学法人筑波技術大学
法人の長の氏名		石原保志
問い合わせ先		大学戦略課企画戦略係 TEL:029-858-9310、9383 E-mail:kikaku@ad.tsukuba-tech.ac.jp
URL		https://www.tsukuba-tech.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】 第118回経営協議会（令和8年10月29日開催）において確認された。
		【経営協議会からの意見】 全原則に適合していることが認められた。報告書に関する経営協議会委員からの主な意見は以下のとおりである。 ・原則１－１ ビジョンに掲げている「社会に貢献する障害者人材の育成」に関して、企業においても障害者雇用に積極的に取り組んでおり、以前よりも活躍する場が広がっているため、今後も目標達成を目指してもらいたい。 聴覚障害者が社会で活躍していくためには質の高い手話通訳が必要になるため、本学で高等教育に対応できる手話通訳者の育成に取り組んでもらいたい。 ミッションやビジョンにおいて、障害のある方が社会に適合していくという観点が読み取れるが、障害のある方が障壁を生んでいる社会を変えるという観点も今後より明確にしていくことを検討してほしい。 ビジョンや目標、戦略に「障害」という言葉を多く使用していることで、社会から障害者のことは本学に任せておけば良いと思われないか懸念している。そのような分離的な捉え方は障害のある学生が本学に限らず多様な場所で学んでいる現状にそぐわないため、使用の頻度や方法について今後検討してほしい。 ・補充原則１－２④ 評価結果を受けてどのような成果が生じたかという内容について前段の文章に端的に記載してはどうか。
		【意見への対応】 補充原則１－２④について、ご指摘の趣旨を踏まえて、当該箇所の記載を改めた。ビジョン等の内容については、引き続き意見を伺いながら、社会の動向も踏まえ、本学の強みや特色、社会的役割を最大限に発揮できるよう適切なタイミングで見直しを行っていく。

監事による確認	更新あり	【確認の方法】 全原則の適合状況について、意見聴取を行った。経営協議会をはじめ、学内諸会議への陪席、公表資料の閲覧等を通じて実施状況を確認し、承認された。
		【監事からの意見】 全原則に適合していることが認められた。監事からの主な意見は以下のとおりである。 ・原則１－１ 第5期中期目標・中期計画策定に向けた検討が進む中、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関としての使命と特色を踏まえ、この間の社会情勢の変化や共生社会の進展状況等を勘案しながら、次期中期において果たすべきミッション及びその実現に向けたビジョンについて、多角的な視点から改めて検討することが望まれる。その上で、本学がインクルーシブ社会実現に向けて果たすべき役割について明確な指針が示されることを期待する。 ・補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材の計画的育成に関連して、教職協働による体制整備の一つの柱となる事務局職員の専門性及びマネジメント能力の向上を図るためには、経営人材として求められる資質・能力を役職ごとに整理・明確化した上で、ＳＤの充実を図るとともに、職員自らが将来のキャリア形成を見通せるようキャリアパスを明示し、計画的に経営人材の育成に取り組むことが望まれる。 ・原則3－3－1－① 令和８年度に実施される次期学長選考においては、本学の定める規則、選考基準等に則り学長選考・監察会議において慎重かつ十分な審議を行い、公正かつ適正な選考が行われることを期待する。また、その選考過程、選考結果及び選考理由等を学内外に公表し説明責任が十分に果たされることを期待する。 ・原則４－１、補充原則４－１① 本学が取組む教育・研究・社会貢献活動をはじめとする様々な活動について、その内容や対象者に応じてWebサイト、ＳＮＳ、印刷媒体等を適切に使い分け、本学の取組みが社会に広く理解されるよう、引き続き努めることが望まれる。また、既存の情報発信の在り方について不断の見直しを行い、より効果的な情報発信を通じて、本学の活動内容がステークホルダーに適切かつ十分に伝達されるよう、広報体制の一層の充実が図られることを期待する。
		【意見への対応】 全ての原則について、本ガバナンス・コードが原則主義であることに鑑み、引き続き監事からの意見を踏まえながら、各原則の趣旨に則した取組を推進するとともに、継続的な点検・見直しを通じて、適切な法人運営の実施に努める。
その他の方法による確認		現在、その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本法人は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、 ・幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成 ・障害のある人々が社会参画するための環境整備及びそれを推進する人材育成への貢献を「ミッション」としている。 また、これを踏まえ、 １．　社会に貢献する障害者人材の育成 ２．　障害学生への横断的支援（全国レベルの障害学生支援） ３．　障害者への縦断的支援（初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援） これらの実現を「ビジョン」として掲げ、それぞれの事項ごとに目標、戦略、実現のための道筋を別掲の形で整理し、取組を進めることとしている。 ≪参考≫ ・筑波技術大学ミッション・ビジョン等
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	本法人では、目標・戦略の進捗状況、検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等について、以下のとおり公表している。 特に、本学の３つのビジョンの実現に向け、共生社会創成学部の新設等による教育改革、聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）等を通じた連携強化、高等学校に加え小・中学校段階との教育連携の拡大及びリカレント教育の持続可能な実施体制の構築を推進した。 ○自己点検・評価書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#jikohyokasyo ○業務の実績に関する報告書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA ○国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#HYOUKA ○大学機関別認証評価における自己評価書及び評価報告書 https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#ninsyohyoka

補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	本法人では、経営面の事項に関する審議を経営協議会、教学面の事項に関する審議を教育研究評議会において実施の上、役員会において最終的な意思決定を行っている。 このほか、学長が諮問する重点事項については学長室会議で企画及び調整等を行い、大学の教育研究及び管理運営に関する事項等については全学的な委員会で審議するなど、それぞれの会議体の役割分担を明確にした上で、ミッション・ビジョン等の実質化に向けた体制を整備している。 なお、役員会等の主要会議には監事が同席している。 ≪参考≫ ・筑波技術大学ガバナンスの状況 ・国立大学法人筑波技術大学役員会規程 ・国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程 ・国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程 ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則 ・国立大学法人筑波技術大学学長室規程
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		本法人では、「国立大学法人筑波技術大学人事基本方針」を作成しており、本法人が掲げるミッション・ビジョン、将来構想を実現することを目的として、国籍、性別、障害の有無等を問わず多様で優秀な人材の確保に努め、若手教員の採用を積極的に進めるなど、教員・職員の適切な年齢構成の実現に配慮しつつ、大学運営を担う人材の確保・育成を推進することとしている。 また、教員・職員の適性・能力・意欲を考慮した人事配置を進めるとともに、適切な業務のあり方、効率的なマネジメントのあり方を見据えた勤務環境の改善を図ることとしている。 ≪参考≫ ・国立大学法人筑波技術大学人事基本方針 ・国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針 ・国立大学法人筑波技術大学職員人事基本方針
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本法人では、別掲のとおり、統合報告書内の「財務状況」により、支出及び収入の状況について公表している。 また、別掲のとおり「財務方針」を作成し、中期的・計画的な財務上の取組の方向性を明確にしている。 ≪参考≫ ・筑波技術大学統合報告書 ・国立大学法人筑波技術大学財務方針

補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		本法人では、毎年度、財政上の情報（収入の状況や財務指標の推移等）や教育・研究・社会貢献に取り組んでいる活動の概要を、統合報告書内の「財務状況」としてとりまとめ、別掲のとおり公表している。 ≪参考≫ ・筑波技術大学統合報告書
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	本法人では、法人の長を補佐するため「特命学長特別補佐及び特命学長補佐」制度を設けており、その任用にあたっては、将来の大学運営の根幹を担うことが期待される教員を積極的に活用することとしている。その職務は、全学的観点から大学経営政策に係る重要事項の検討・実施に関与するものであり、令和 7 年度は 9 名、令和 8 年度は 11 名を配置している。 また、ミッション・ビジョン等の実現を見据えた将来構想の企画・立案にあたっては、全学的な検討の場への若手教職員の積極的な活用や経営・教学両面での IR 機能の充実等を通じ、教職協働を基本とする体制を整備するとともに、大学経営高度化に関する教職員向けの講演会を実施するなど、本法人の中核的人材育成のための枠組みを構築している。 ≪参考≫ ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則 ・国立大学法人筑波技術大学特命学長特別補佐及び特命学長補佐に関する要項
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	本法人では、以下の役割の下、理事（法人の長を補佐して法人の業務を掌理する）、副学長（法人の長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる）を配置し、その職責に即した適切な人材を登用している。 ・理事（総務・財務担当） ・理事（社会連携担当） ・理事（経営・施設・基金担当） ・副学長（教育担当） ・副学長（医療担当） ・特命学長特別補佐（広報担当） 各理事、副学長は、上記に掲げる役割を担うとともに、ビジョンを実現するため、相互に関連する課題について随時情報を共有し、連携を図り、戦略的で機動的な取組を進めている。 ≪参考≫ ・筑波技術大学ガバナンスの状況 ・国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則
原則２－３－１ 役員会の議事録		本法人では、「役員会規程」に基づき、役員会において、国立大学法人法が定める事項を審議の上決議しており、その議事録を公表している。

		≪参考≫ ・国立大学法人筑波技術大学役員会規程 ・国立大学法人筑波技術大学役員会議事録
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		本法人では、以下の観点から外部の経験を有する人材の活用が重要と考えており、このことを踏まえ、現在、２名の理事を学外の人材から登用している。 また、文科省から認定されている、障害者高等教育拠点について審議する場として運営委員会を設け、5 名の学外委員を登用している。 ・本法人以外の教育機関等における経験と識見を有し、大学運営に包括的な立場から関与できる者 ・企業等における経営に携わった経験と識見を有し、法人経営に包括的な立場から関与できる者
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本法人では、経営協議会の学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することとしており、以下の方針に基づき選任している。 ・学長が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本学の教育理念に沿った意見を求めることができる者 ・聴覚障害・視覚障害のある学生を対象とする本法人における高等教育の実践に対し、深い理解と高い識見を有する者 ・教育機関、社会福祉団体、民間企業、公的機関等における専門的で幅広い経験と実績を有する者 ・多角的な視野を持ち、教育・研究・社会貢献等本法人が進める取組に、今日的な課題への対応を含めた様々な助言・示唆が行える者 また、会議の運営にあたっては、多様なステークホルダーの幅広い意見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員を含め、多くの委員が出席できるよう、以下のような運営方法の工夫を行っている。 ・本学規則に基づく会議の位置付けに則り、審議議題を厳選 ・会議開催日一週間前を目途に、各委員へ会議資料を事前送付 ・対面・オンラインを併用したハイブリッド方式により開催 ≪参考≫ ・国立大学法人筑波技術大学経営協議会規程 ・経営協議会の学外委員に係る選考方針 ・国立大学法人筑波技術大学経営協議会における運営方法の工夫

補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		本法人では、「学長選考規則」に基づき「学長選考基準」を設け、選考過程、選考結果及び選考理由を公表している。 ≪参考≫ ・国立大学法人筑波技術大学学長選考規則 ・国立大学法人筑波技術大学学長選考基準 ・選考過程・選考結果・選考理由
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		本法人では、「学長の任期に関する規則」において、再任は可とし、引き続き在任する期間の上限（原則２年）を規定している。 本学学長選考・監察会議では、学長が中期目標・中期計画の策定に直接関わり、自らが立てた目標・計画の達成に全力を挙げることを大学運営の基本とすべきであると認識している。こうした認識に基づき、中期目標期間が６年であることを踏まえ、学長の任期の上限は再任の２年を含めて６年としている。 ≪参考≫ ・国立大学法人筑波技術大学の学長の任期に関する規則
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	本法人では、「学長解任規則」において、「解任の申出」に関する事由、学長選考・監察会議における「解任の審査」及び「解任審査に係る意向調査」等所要の手続きを規定している。 ≪参考≫ ・国立大学法人筑波技術大学学長解任規則
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		本法人では、「学長の業務執行状況の確認に関する規則」に基づき、学長選考・監察会議において、学長就任２年目以降、毎年度１回（再任の場合は就任１年目から）、学長の業務執行状況を確認しており、その内容を公表している。 ≪参考≫ ・国立大学法人筑波技術大学学長の業務執行状況の確認に関する規則 ・学長の業務執行状況の確認結果について

原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	学長選考･監察会議の委員の選任方法等については、以下のとおり。 ○経営協議会委員（学長選考･監察会議規則第２条第１項第１号委員） 経営協議会において、学長選考･監察会議規則第２条第１項第１号の規定に基づき、審議の上、経営協議会の委員のうち学外委員の中から、５名を学長選考･監察会議委員として選出している。 令和７年度の選任にあたっては、学長選考･監察会議の審議の継続性、本務等での経験や知見のバランス等を考慮し、経営協議会にて審議の上選出している。 ○教育研究評議会評議員（学長選考･監察会議規則第２条第１項第２号委員） 教育研究評議会において、学長選考･監察会議規則第２条第１項第２号の規定に基づき、審議の上、教育研究評議会の評議員のうち、学長を除いた委員の中から、５名を学長選考･監察会議委員として選出している。 令和８年度の選任にあたっては、まず、選出方法を教育研究評議会で審議し、審議の結果、投票により実施することになったため、５名連記無記名投票(学長選考･監察会議委員としてふさわしいと考える者に「○」を付す方法)を実施し、得票順位が１位から５位までの者を選出している。 ≪参考≫ ・学長選考･監察会議の委員の選任方法の公表について
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	本法人では、学長選考・監察会議において、「大学総括理事」を置くこととはしていない。
基本原則４及び原則４－２内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		本法人では、「業務方法書」及び「内部統制規程」に基づき、別掲のとおり、「内部統制システム」を構築している。 ○最高責任者（学長） ○内部統制委員会（学長・理事・副学長） ○内部統制責任者（総務担当理事）（理事・副学長・部局長） ○内部統制推進担当者（内部統制システムを統括する理事が指名する職員） 内部統制委員会においては、研究、情報を含むリスク管理の状況を整理・把握するとともに、危機管理、内部統制に係る情報の共有、体制の整備、構成員への周知等を進めている。

		また、国際的に信頼性のある研究環境を構築するべく、従来からある利益相反マネジメント規程や安全保障輸出管理規程等に加え、研究インテグリティの確保に関する規程を制定した。 ≪参考≫ ・筑波技術大学における内部統制システム（体制図） ・国立大学法人筑波技術大学内部統制規程 ・国立大学法人筑波技術大学業務方法書 ・国立大学法人筑波技術大学研究インテグリティの確保に関する規程
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		本法人では、教育・研究・社会貢献活動を含む様々な取組の現状と財政上の状況を取りまとめた「統合報告書」を作成し、別掲のとおり公表している。 ≪参考≫ ・筑波技術大学統合報告書
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本法人では、教育・研究・社会貢献活動等の取組について、「入学を希望する受験生」「卒業生」「保護者」「企業・地域」「在学生・教職員」それぞれの対象に応じた情報の提供を行っている。 ≪参考≫ ・筑波技術大学ウェブサイト ・視覚障害の方 ・聴覚障害の方 ・卒業生の方 ・保護者の皆様 ・地域・企業の方 ・在学生・教職員 ・ご支援くださる方

補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	本法人では、３つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が示す方針に基づく本学での教育（国家資格の取得を主たる目的とする学科での教育を含む。）を経て、社会で活躍する学生の「卒業後の進路」を把握・公表するとともに、卒業生を対象とする意向調査を実施し、公表している。 ≪参考≫ ・産業技術学部３つのポリシー ・保健科学部３つのポリシー ・共生社会創成学部３つのポリシー ・技術科学研究科産業技術学専攻３つのポリシー ・技術科学研究科保健科学専攻３つのポリシー ・技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻３つのポリシー ・卒業後の進路 ・令和７年度卒業時・修了時アンケートの概要及び報告書

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報